

鹿児島県議会議員　秋丸 健一郎

秋丸だより

Vol.14
2026年9月
議会報告号
（2026年11月発行）

言志

秋丸 健一郎

議員は「偉い」わけではない。

県議会に初めて登庁した時から、県職員に「秋丸先生」と呼ばれてきました。最初は「先生と呼ばれるような人間ではありませんので」とお伝えしていましたが、私には「議員」、ほかの議員には「先生」と使い分けるのも、職員にとっては負担になるかもしれない。そう考え、受け入れてきました。

今回代表質問で、この「先生」の呼称見直しについて問いました。

県の答弁は、呼称について統一的な取扱いはなく、職員それぞれの判断であり、議員への敬意から「先生」と呼ぶ職員が多い、というものでした。

そこで再質問で、知事に「知事はどう呼んでいるか」と尋ねると、『「先生」ではなく、名前に「さん」を付けている』とのこと。「知事は議員に対する敬意が無いということ？・・・」と発言すると、議場で大きな笑いが起きました。「先生」と呼ばないから敬意が欠けるとは誰も思っていないからです。



初登庁。バッチも自分でつけると言いましたが、「つけさせてください」と。

福岡県議会だけでなく、鹿児島市でも議員の要望を受け入れてしまったことが問題になっていますが、議員に対し、過度に忖度せず、必要な説明や異なる意見をしっかりと述べていただきたい。そのきっかけとしての質問でした。

今回の質問も、多くのメディアに取り上げていただきました。南日本新聞や奄美新聞には、複数の質問について詳細に報じていただきました。時間に制限があるテレビについては、KTS、KKBには「先生」の話を。NHKには高校の定員内不合格の話、私が今回の代表質問で一番の問題と思っていた、始良病院の未成年者の入院が増えている件については、MBCに取り上げていただきました。

どの問題も大事と思って質問を行うわけですが、視聴者・読者である県民に「受ける」話と、県民にとって本当に大事な話は必ずしも一致しないとも感じています。メディアに取り上げていただけない話は、こうやって自分で秋丸だよりでお伝えするしかありません。しかし紙面が限られるので、かなり割愛しています。県政報告会にお越しいただければ、さらにお伝えできると思っておりますので、ぜひお越しください。

秋丸健一郎 県政報告会 県政ここだけの話



●吉松中央公民館（8/29土）●霧島公民館（8/29土）
●松永地区公民館（8/30日）●国分シビックセンター交流センター（8/30日）にて

いただいた主なご意見・ご質問

- 肥薩線の復旧見通し
- ジビエ活用による鳥獣被害対策の促進
- 公立高校再編と通学の負担
- フリースクール支援
- 県道栗野停車場えびの高原線の道路工事状況
- 県警不祥事への再発防止策と百条委員会設置
- エコパークかごしまの埋め立て状況と期間延長
- 道路管理の除草作業について
- マイナンバー活用と行政DXの遅れ
- 中山間地の孤立とコンパクトシティ化
- 物価高騰給付金・商品券制度の地域差
- 空き家対策
- 交通安全と道路管理の縦割り構造
- サッカースタジアム整備計画の現状
- 鹿児島空港の駐車場不足・利用料負担
- 土曜授業の校長裁量や体育館エアコン設置率





交通、産業、福祉、教育、子育て、防災、議会改革など幅広い分野について、
貴重なご意見・ご質問をいただきました。今後の県政活動や政策提言に生かしてまいります。

11/21（土） 第16回 隼人姫城地区公民館 14:00～16:00 大会議室

11/22（日） 第17回 サン・あもり 14:00～16:00 第一研修室

11/28（土） 第18回 栗野中央公民館 10:00～12:00 視聴覚室

第19回 東牧之原地区公民館 14:00～16:00 会議室

※事前申込など不要です。初めての方もお気軽にお越しください。

令和８年 第３回定例会

代表質問

〈令和８年９月17日〉



質問① 避難できる。その先の暮らしも守る。

避難所の数だけでなく、受け入れられる人数、暑さ対策、水の確保まで。県民の命と暮らしを守る具体的な備えを問いました。

【避難所の収容力】本当に必要な人数を受け入れられるのか

各市町村の指定避難所について、災害の種類ごとの使用可能性、実際に避難者が滞在できる面積、収容可能人数を把握し、被害想定に基づく想定避難者数と照らし合わせているのか

県は、指定避難所の数や収容可能人数を定期的に調査し、国の調査結果も把握している。収容可能人数は、令和６年度調査と地震等被害予測調査の最大避難者数を比較し、収容できることを確認した。一方、居住スペースがスフィア基準を満たしていない市町村が多い。今後は居住面積の把握や新たな避難所の選定が必要で、市町村と連携して取り組む。



再質問

先日の地元紙の報道のなかでは、避難所における一人あたりの面積を定めていない市町村が21あるというような記事が載っていた。

収容人数を定めるうえで、そこは基本となると思うが

収容可能人数は一人当たり面積を定めないと算出できず、目指すべきはスフィア基準の３・５平方メートルである。多くの市町村は、基準またはそれ以下の面積を定めて人数を数えている。定めていない所は概算の可能性もあるが、数字は報告されている。



再質問

市町村に再度、収容人数等の精査をするように働きかけるべきではないか

県が把握する収容可能人数は、多くの市町村でスフィア基準を考慮していない数であり、県と市町村はこれを課題と認識している。基準を満たして把握している市町村や、できていない事情を聞きつつ、連携して取り組む。

避難所になる公立小中学校体育館などの設備の進捗状況について

国の第１次国土強靭化実施中期計画における、避難所になる公立小中学校体育館等の空調設備やトイレ洋式化やバリアフリー化などを１００％にするという目標値に関し、本県の状況を示せ。

【避難所になる公立小中学校体育館等の設備の進捗状況】

整備項目	体育館等の空調設備設置	トイレの洋式化	バリアフリー化
基準時点	令和8年5月	令和5年9月	令和6年9月
整備完了率	1.3%	54.9%	53.3%
国の整備目標	令和13年度までに100%	令和12年度までに100%	令和12年度までに100%

指定避難所となっている県立学校の空調などの災害への備えをどのように行なっていくのか

市町村と連携を図りながら、指定避難所としての利用状況などの実態を把握し、学校施設の整備全体の中で検討を進めていくこととしております。



再質問

市町村に空調整備の必要性を説くのであれば、まず県が設置者である県立学校で、整備率１００％を目指すべきではないか。

県教委といたしましても県立学校の体育館の空調整備については、課題であると認識しておりまして、市町村それから防災担当部局と十分に連携を図りながら、県立学校の指定避難所としての利用の状況などの実態をしっかり把握した上で、学校施設の整備全体の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

質問② 森林伐採届制度の実態は

昨年、霧島市や姶良市を襲った大雨災害で土砂崩れのあった地域を回った際、必ずと言っていいくらい聞いたのが「あそこの森林を伐採したことが影響したのではないか」という声でした。伐採と災害との因果関係を明確にすることは容易ではありませんが、住民のみなさんが森林伐採と災害の関係に懸念を抱いていることがわかりました。森林伐採届の提出は、伐採・造林する森林がある市町村の長となっています。

県内における伐採届出後の状況報告等の未提出の状況は

令和６年度における伐採造林届出のうち同年度中に伐採が完了する計画は１８５２件あり、そのうち３４５件については状況報告が提出されています。残り１５０７件については、天候不良による作業の遅れや搬出路の被災など諸事情により伐採が完了していないものや、伐採は完了しているものの状況報告が提出されていないもの等があると考えておりますが、県ではその内訳までは把握していないところです。

伐採及び造林の届出制度と無届伐採の罰則について

伐採及び伐採後の造林の届出制度に対して、県はどのような立場でどのように関与しているか。あわせて、無届伐採や状況報告未提出等の制度違反に対する罰則の内容とその適用事例は。

森林法では、伐採造林届出書を提出せずに立木を伐採した場合は１００万円以下、状況報告書を提出しなかった場合は30万円以下の罰金が規定されています。

なお、本県では、罰則が適用された事例は確認されていません。

本制度の適正な運用等を図るため、県では、市町村に対し、通知文書の発出や研修会の開催等により、届出書類の内容確認の徹底、届出者に対する報告書の確実な提出の指導、伐採現場の巡視などを助言しております。



再質問

答弁のなかで、事務処理についての厳格な国のマニュアルの定めがあるというお話だったが、一方で、その状況報告等が１５００件あまり出ていない状況との答弁があった。これはその国のマニュアルに則って、市町村が適切に事務を行えている、という状況だと考えるか。

市町村におきましても、職員数ですとか届出件数とか、様々状況が異なるとは思いますけれども、制度に基づいた事務がなされていると認識しています。

議後随感

報告がない１５０７件すべてが違反ということではありません。しかし、伐採が終わっていないのか、終わっても報告されていないのか、その内訳を把握できていません。伐採届は市町村の事務ですが、本県は、森林保護の観点から、いち早く「森林環境税」（現在の「みんなの森づくり県民税」）を課税してきました。県が市町村を専門的・技術的に支えるよう求めました。

質問③ 自主防災組織は組織率ではなく、活動の実態が重要

県が公表する令和4年4月1日現在の自主防災組織率は94・7％と高く、数字上は県内の多くの地域で組織が結成されている。しかし、リスト上に存在することと、災害時に実際に機能することは同じではない。

埼玉県は毎年「自主防災組織の活動実態に関する調査」を実施し、令和3年度分から結果を公開。調査項目は、防災専任役員の配置の有無、資機材の準備状況、避難・救護・炊き出し訓練の実施等。その結果、防災活動の実施率は令和3年度の44・6％から令和7年度の77・2％へ大きく上昇しており、県民の防災意識の高まりと自主防災組織の活性化がうかがえる。

自主防災組織の実態把握と活性化への本県の取組について

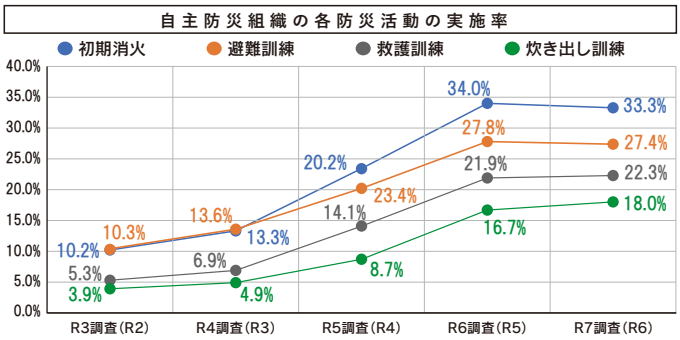
自主防災組織については、補助等の状況などを調査しており、個別の活動実態等は、調査していない。

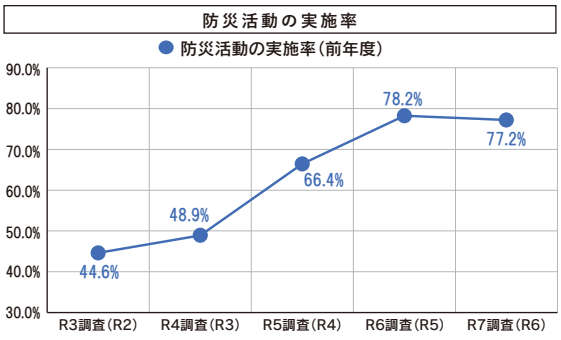
自主防災組織の活動をより促進するためには、活動の実態を把握し、各市町村と共有することが有用と考えられますことから、埼玉県の取組等を参考にしながら、調査を行ってまいりたいと考えております。

議場で議！

地域の防災力を高めるには、住民一人ひとりが災害を自分の身に起こり得ることとして捉え、防災について地域で日常的に語り合い、備えを確かめ行動に移す。そのような防災意識を育む取組として、自主防災組織の活動実態調査は、有効であると考えます。県としての取り組みを要望します。

【出典：「埼玉県 令和7年度自主防災組織活動実態調査結果」より抜粋】





議後随感《

令和8年熊本地震で、私たちはまた、災害の恐ろしさとその備えの重要性を痛感させられました。今回は、避難所の話、自主防災組織の話、森林伐採の話と、備えの話を集中的に質問しました。

7月に高知県に視察に行きましたが、黒潮町では、南海トラフ巨大地震において全国で最も高い最大34・4メートルの津波が想定されることが発表されたことで、街に諦めのような空気が漂ったそうですが、町長の「避難放棄者ゼロ・犠牲者ゼロ」をめざすとの号令のもと、津波が到達するまでの間に全ての住民が避難できるよう、高台への避難道や街中への津波避難タワーを整備していました。

代表質問の後の総務警察委員会では、県立学校への空調整備の質問の答弁に対し、「『利用の状況などを把握する』とか、『学校施設の整備全体の中で』とかではなく、最大の被害を想定して、県の施設については、本気で進めるべきだ」と述べました。



質問④ 不登校児童生徒支援を一人も見逃さない

令和6年度、本県の公立小・中・高等学校で、不登校として把握された児童生徒は、高等学校の通信制を除き、小学校1756人、中学校3158人、高等学校762人、合計5676人となっており、前年度より244人増加しています。

専門的な相談・指導等につながっていない不登校児童生徒数を把握しているか

令和6年度の文科省調査によると、本県不登校児童生徒のうち、教職員を含む学校内外の機関の相談・指導等を受けていない児童生徒数は76人でした。

スクールソーシャルワーカー等によるアウトリーチ支援の状況は、定量的には把握していませんが、例えば、一人親家庭で保護者による子供の監護が難しい家庭について、学校、児童相談所、市の保健福祉部局等で支援策を検討した結果、地域の関係機関が連携を図り、児童虐待等への対応を行う協議会による継続支援につながり、学校復帰した事例などがあります。

校内教育支援センター、市町村教育支援センター、フリースクール等を利用できている児童生徒はどれくらいいるのか

文科省調査では、本県公立小中高等学校等における校内教育支援センターは、令和7年5月時点で437校に設置され、令和6年度末時点の利用者数は1046人。

県教委の調査では、市町村教育支援センターは、令和7年9月末時点で29市町に46施設設置され、利用者数は514人。フリースクール等民間施設は、令和7年9月末時点で127施設あり、利用者数は316人。

議場で議！

不登校児童生徒への支援は、居場所づくりも大切ですが、教育と福祉が情報共有と役割分担を具体化した体制づくりを各市町村で構築していく必要があります。鹿児島県では、支援が届かない子どもがいないか、一人も見逃さない、そういう全県的な支援体制構築に取り組んでいただくよう要望します。

予算質疑

熊本地震の観光業への影響対策として、シルバーウィークの観光需要創出のために「かごしま観光応援割」が早急に事業化され、また引き続き補正予算で「九州ふっこう応援割」が議決されました。



これらの予算は、宿泊施設、JTBなどの旅行事業者、じゃらんなどのオンライン旅行代理店(OTA)に配分されます。

牧園で旅館業を営まれる方から相談があり、「かごしま観光応援割」の宿泊施設の直接枠が早期完売した状況や、OTA経由販売は手数料により宿泊施設の利益率が低下する点を踏まえ、直接枠への予算配分見直しの検討状況を質しました。

5～7月実施「夏の鹿児島宿泊割」の実績割合は、宿泊事業者約35％、旅行業者約15％、OTA約50％との答弁があり、総額約32億円のうちOTAへ5割程度配分される場合、手数料が約1～2億円発生する可能性に言及し、宿泊業者への直接配分拡大を希望し質疑を終了しました。

質問⑤ 増える子どもの精神科入院、その背景に向き合う医療・福祉・教育の連携を

姶良病院における未成年入院患者の推移と県の認識

県立姶良病院における20歳未満の入院患者数と、措置入院、医療保護入院、任意入院等の入院形態別の内訳について、直近の数字と5年前の数字を比較して推移をお示しください。その上で、子どもたちの療養環境について、県は現状と課題をどのように認識しているのか。

【姶良病院｜年度別・入院形態別の患者数】

入院形態	令和2年度		令和7年度
任意入院	12人	44人増	56人
医療保護入院	30人	45人増	75人
措置入院	2人	1人減	1人
その他	3人	1人減	2人
合計(実人数)	47人	87人増	134人

これらの患者は、病状に応じた病棟に入院しており、異なる年齢層の患者と同一の病棟で治療を受けております。

今後も20歳未満の患者数の増加が見込まれており、県立病院局としましても、専門的な医療を提供できる体制の整備を図る必要があると認識していることから、「児童・思春期病棟」の開設に向けて検討を進めているところであります。

再質問

始良病院における20歳未満の入院患者数の推移を示していただいたところですけれども、令和7年度の134名の内訳、このうち小学生が何人、中学生が何人といったところを教えていただきたい。

【令和7年度の年齢別入院患者数 内訳】

年齢区分	20歳未満の入院患者数（うち医療保護入院）
8~12歳（小学生世代）	19人（10人）
13~15歳（中学生世代）	52人（33人）
16歳以上	63人（32人）
合　計	134人（75人）

※「16歳以上」は、提示された資料の区分に基づいています。

再質問

精神・心を病む子どもたちが増えているというところについての背景というところを、お示しください。

精神医療に罹患する子どもたちが増えている現状というところの分析でございますが、申し訳ございません、そちらにつきましては、現状私ども(保健福祉部)の方ではしておりません。

再質問

医療の現場での実態を、その前の段階の福祉や教育が把握・連携ができているのかが重要。個別のケースの話ではなくて、全体としてそういうところを意見交換等をする場が、現在あるのか。障害という分野で申し上げますと、医療・教育・福祉等の関係機関で構成されます自立支援協議会におきまして、その支援方法を含めまして、その対応等含めて、意見交換等を行っているところでございます。

議場で議！

児童精神科医等の専門医の確保は急務です。鹿児島大学等と連携して、県として積極的に取り組んでいただくよう要望します。

今回示された入院患者数を、大変重く受け止めております。入院に至る前、そして退院後も、本人と家族が継続して必要な支援を受けられるよう、医療、福祉、教育がそれぞれの役割を果たす、地域の支援体制の強化を要望いたします。それこそが、子どもを中心に据えた、本当の意味での医療と福祉と教育の連携であると考えます。

議後随感

医療の現場から、福祉・教育に声をかけて、全体でこの問題に取り組まないと、病棟を作っても、すぐ増やさなければならなくなるだけです。議会終了後、県立病院局から働きかける形での連携を、と重ねてお願いに行きました。

質問⑥ 「学びたい」に応える高校へ、定員内不合格の見直しを

高校の定員に空きがあるのに、不合格となる定員内不合格。文部科学省は令和5年以降、定員内不合格に対して慎重に取り扱うよう求めており、その文言が年々強くなっています。

定員内不合格の県内の状況は。令和5年度選抜と令和8年度選抜を比較して示せ

【定員内不合格があった学校数と人数について】

年　度	令和5年度	令和8年度
定員内不合格があった学校数(人数)	23校（66人）	40校（190人）
	17校(124人)増	
うち第二次入学者選抜の学校数(人数)	6校（8人）	15校（32人）
	9校(24人)増	

再質問

文部科学省は毎年、毎年(各都道府県の)数値を出して、こういう文言が強くなっていると。文科省としては(定員内不合格を)よく思っていないのだろうなと思っております。そういう背景も踏まえた上で、県の定員内不合格の実績が5年度と比べて3倍くらいになっている。これはどのように理解したらいいのか。

その要因を一概に申し上げることは困難ではございますが、やはり私共としては学ぶ意欲がある生徒に学びの場をしっかり提供することが大事だと思っておりますので、校長に対する聞き取りであったりとか、試験前でのいろんな意見交換の中でですね、そういった実態をしっかり把握しながらですね、適切な判定が行われるように取り組んでまいりたい。

議場で議！

自ら志願し、受験に臨んだ子どもの行動を、「学びたい」という意思の表れとして、しっかり公教育の場で受け止めるべきではないでしょうか。

その思いに応えるべく、学ぶ環境をどう確保するか。指導上の困難があるならば、それを支えるために何が必要なのか。「入学しても授業についていけなければ、その子のためにならない」という考え方についても、必要な支援を尽くす可能性まで検討した上での、不合格判断なのか、問い直す必要があります。

受験の前の進路指導の役割や、支援員などの受け入れる高校側の環境整備の問題も大変重要です。

子ども一人ひとりの力を最大限伸ばすための学びの機会をどう作っていくか、この問いを中心に据え、県教育委員会においては、高等学校担当部署と中学校担当部署が一体となって考えていただきたいと思います。



この他に農地の地域計画の実効性と新規就農者の支援について、質しました

2026.9.17
代表質問動画視聴
令和8年9月17日(木)に行った秋丸健一郎の代表質問をYouTubeで公開中。

2026.9.11 / 9.29 / 10.1 / 10.2
委員会動画視聴
令和8年9月・10月に行った秋丸健一郎の総務警察委員会発言をWebで公開中。

上ではなく、前に立つ。
秋丸健一郎
●隼人町神宮出身 ●ラ・サール中・高、鹿児島大学法文学部法学科卒
●霧島市役所 在職23年（保健・福祉・税務・農業委員会）、行政書士

県政に対するご意見・ご要望など下記までご相談ください。
秋丸健一郎事務所 〒899-4332 霧島市国分中央1丁目9-22 キャニオン105国分-102
TEL 0995-50-0880
MAIL k16.akimaru@gmail.com
秋丸健一郎 公式LINE 右コードから登録ください